

「細見谷林道」
受益者賦課金

廿日市市の補助「違法」

広島地裁 損賠請求は退ける

廿日市市吉和の細見谷溪畔林を貫く幹線林道建設で、地元林業組合が負担する受益者賦課金を市が助成したの違法として、市民7人が真野勝弘市長たちに損害賠償を求めた訴訟の判決が21日、広島地裁であった。金村敏彦裁判長は、組合への補助金支出について「公益上の必要性を欠

き違法」と認めたが、賠償請求は棄却した。幹線林道戸内(広島県安芸太田町)と吉和区間(全長24・3キロ)のうち細見谷溪畔林も含む12・7キロが未成。賦課金制度は、民有林所有者などが受益に際して整備費の一部を負担する。市は、地元の西山林業組合が事業主体の独立行政法人に支払った全額を補助していた。

真野市長たちが「違法性を認識するのは困難だった」として退けた。訴訟は、市の賦課金補助は組合員の支払い義務の肩代わりなどと認められた」とコメント。事業中止となるのも踏まえ、原告の一人は「自然保護団体の広島フィルドミュージアムの金井塚務代表(60)は「補助金支出の違法性が認められた」と評価した。(桑原正敏)

真野市長は「主張が認められた」とコメント。事業中止となるのも踏まえ、原告の一人は「自然保護団体の広島フィルドミュージアムの金井塚務代表(60)は「補助金支出の違法性が認められた」と評価した。(桑原正敏)

建設 3/22
林道 2012
毎日

市が負担金補助「違法」

広島地裁 返還請求は棄却

西中国山地国定公園内の溪畔林(広島県廿日市市吉和)を縦貫する大規模林道建設を巡り、事業で利益を得る地元林業組合の負担金を同市が補助するのは公益性がなく違法として、市民7人が07、08両年度の補助金計約425万円の返還を真野勝弘廿日市市長らに求めた住民訴訟の判決が21日、広島地裁であった。金村敏彦裁判長は「公益上の必要性を欠き違法」

とする判断を示した。しかし、補助は同市と合併する前の旧吉和村時代から継続していた事情などを踏まえ、市長が違法性を認識するのは困難だったとして、住民側の請求そのものは却下・棄却した。

原告側弁護士によると、林道事業の受益者負担金を補助金で肩代わりする仕組みは各地で行われているが、違法とする司法判断は全国初。原告団長で環境

NGO・広島フィルドミュージアム代表、金井塚務さん(60)は「実質的な勝訴」と評価した。

訴状などによると、計画は独立行政法人・緑資源機構(08年3月廃止)の事業で、ツキノワグマが生息する一帯に林道約24・3キロを整備する。90年に着手し、2015年完成予定だった。林業組合が機構に支払う受益者賦課金(負担金)を市は全額補助し、これまでに約2

800万円を支払った。金村裁判長は、林道事業自体の公益性は認められたが、営利団体である組合の負担金を全額補助するに当たって収支状況などを詳細に検討していないことなどから、補助に合理性はないなどと指摘し、違法と判断した。

機構廃止後、事業を継続するかの判断を委ねられた広島県は今年1月、事業の中止を決めた。真野市長は「当方の主張が認められたという点では、適正な判断が下されたと受け止めている」などとコメントした。【中里顕】



判決で金村裁判長は、「林道事業に公益性があっても、営利団体の組合に補助金を交付する必要性はない」と指摘。市議会で賦課金負担の公益性を議論した形跡はないとした。一方、賠償請求は

完成区間
未完成区間
幹線林道
戸内吉和区間

判決で金村裁判長は、「林道事業に公益性があっても、営利団体の組合に補助金を交付する必要性はない」と指摘。市議会で賦課金負担の公益性を議論した形跡はないとした。一方、賠償請求は

判決で金村裁判長は、「林道事業に公益性があっても、営利団体の組合に補助金を交付する必要性はない」と指摘。市議会で賦課金負担の公益性を議論した形跡はないとした。一方、賠償請求は

判決で金村裁判長は、「林道事業に公益性があっても、営利団体の組合に補助金を交付する必要性はない」と指摘。市議会で賦課金負担の公益性を議論した形跡はないとした。一方、賠償請求は

判決で金村裁判長は、「林道事業に公益性があっても、営利団体の組合に補助金を交付する必要性はない」と指摘。市議会で賦課金負担の公益性を議論した形跡はないとした。一方、賠償請求は